

令和8年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について（原則 R8.5.1 適用）

項 目	実 施 内 容	備 考				
<p><b>1 担い手確保・育成</b></p> <p><b>【建設技能労働者等の育成】</b></p> <p>(1) CCUSの活用促進</p> <p>(2) 自主宣言制度の活用</p>	<p>(1) 技能者の適切な処遇につなげるため、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の「発注者指定型」の対象を<b>設計金額7千万円以上</b>の工事に拡大する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>(2) 工事の総合評価落札方式において、「<b>建設技能者を大切にす</b> <b>自主宣言の登録企業</b>」を評価加点する。（2点） ※ <b>令和9年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p>	<p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計金額 1 億円以上の工事</li> </ul>				
<p><b>2 働き方改革の推進</b></p> <p><b>【適切な賃金水準の確保】</b></p> <p>(1) ダンピング対策の徹底</p> <p>(2) コミットメント制度の活用</p> <p><b>【就労環境の改善】</b></p> <p>(1) 週休2日の質の向上</p> <p>(2) ワークライフバランスの推進</p>	<p>(1) ダンピング対策の徹底を図る。</p> <p>① 建設現場で働く労働者の処遇改善を図るため、入札時に全ての入札参加者に材料費等を明記した「工事費内訳書」の提出を求める。 ※ <b>令和8年4月1日以降</b>に指名通知及び入札公告を行う案件から適用</p> <p>② 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月公表）に基づき、<b>設計金額5千万円以上</b>の工事を対象とし、必要に応じて調査を実施する。 ※ <b>令和8年4月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>(2) 請負契約において、労務費・賃金の適正な支払いやその情報開示への合意に関する条項を設け、発注者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できる制度を導入する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に契約する案件から適用</p> <p>(1) 週休2日の質の向上を図るため、工事現場の週休2日の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="658 1050 1525 1209"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営繕課発注工事 (週休2日促進工事)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「通期の週休2日」を原則化</li> <li>「完全週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、その区分に応じて経費加算と工事成績評定で加点</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>令和8年6月1日以降</b>に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p> <p>(2) 建設産業の働きやすい環境を整備し、人材確保・定着につなげるため、「<b>ワークライフバランス</b>」に取り組む企業を工事及び委託業務の総合評価落札方式で評価加点する。 （「くるみん」「えるほし」「ユースエール」 「徳島県はぐくみ支援企業」のいずれかの認定等；2点） ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p>	対象工事	方針	営繕課発注工事 (週休2日促進工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通期の週休2日」を原則化</li> <li>「完全週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、その区分に応じて経費加算と工事成績評定で加点</li> </ul>	<p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札の場合は「落札候補者」、指名競争入札の場合は「落札者」に材料費等を明記した工事費内訳書（明細表）の提出を求める。</li> </ul> <p>&lt;現行&gt;</p> <p>（営繕課発注工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「通期の週休2日」の経費を計上した当初発注（新築工事（分離発注（建築・電気・管）工事を含む）、無人改修工事、解体工事）</li> <li>「月単位の週休2日」を達成した場合は、経費加算と工事成績評定で加点</li> </ul> <p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ワークライフバランス」の評価なし</li> </ul>
対象工事	方針					
営繕課発注工事 (週休2日促進工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通期の週休2日」を原則化</li> <li>「完全週休2日」または「月単位の週休2日」を達成した場合は、その区分に応じて経費加算と工事成績評定で加点</li> </ul>					

<p>(3) 優良工事等表彰制度の拡充</p> <p><b>【効率的な業務の遂行】</b></p> <p>(1) 工事関係書類等の簡素化・適正化の加速</p> <p>(2) 入札時の提出書類の簡素化</p>	<p>(3) 人材育成や職場環境改善などの優れた取組をベストプラクティスとして横展開するため、「<b>建設人材育成優良企業表彰</b>」を創設する。 ※ <b>令和8年度</b>の表彰から適用</p> <p>(1) 受発注者の負担軽減を図るため、<b>創意工夫の提出上限を10に設定</b>するとともに、評価しない項目を公表する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p> <p>(2) 落札候補者となった際に確認書類として求めている総合評定値通知書の写しの提出を不要とする。 ※ <b>令和8年4月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p>	<p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限なし</li> </ul>																
<p><b>3 生産性の向上</b></p> <p><b>【3次元データ利活用・ICT施工の推進】</b></p> <p>(1) ICT施工の推進</p>	<p>(1) ICT施工を推進する。</p> <p>① 総合評価落札方式の評価基準、適用額を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用工事（土工）について、技術とノウハウの蓄積や利益を適切に確保するため、「3次元データ作成」や「3次元出来形管理等の施工管理」等、ICT活用工事の内製化に取組む「<b>発注者指定型(内製化チャレンジ型)</b>」を新設し、<b>土工量1,000m3以上かつ設計金額5千万円以上の工事</b>を対象とする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="660 758 1527 885"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT施工プロセスの①②④⑤を内製化</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ICT施工プロセスの②④⑤を内製化</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>上記以外（ICT施工プロセスの②④⑤の実施を必須）</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用工事を推進するため、ICT活用工事における「<b>受注者希望型</b>」の評価基準を見直す。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="660 986 1527 1141"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）を実施（土工1,000m3未満、擁壁工等は断面管理も可）</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用工事の「<b>発注者指定型(内製化チャレンジ型)</b>」の対象を<b>土工量1,000m3以上かつ設計金額3千万円以上の工事</b>に拡大する。 ※ <b>令和9年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</li> <li>・ ICT活用工事の「<b>受注者希望型</b>」に、<b>ICT活用工事の内製化</b>に取組む「<b>内製化チャレンジ型</b>」を新設する。 ※ <b>令和10年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</li> </ul> <p>② ICT活用工事の内製化を更に進めるため、ICT施工プロセスを<b>自社で実施・完結する場合</b>に工事成績評定で加点する。 ※ <b>令和9年5月1日以降</b>に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p>	評価基準	配点	ICT施工プロセスの①②④⑤を内製化	5点	ICT施工プロセスの②④⑤を内製化	3点	上記以外（ICT施工プロセスの②④⑤の実施を必須）	0点	評価基準	配点	ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）を実施（土工1,000m3未満、擁壁工等は断面管理も可）	5点	上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施	3点	上記以外	0点	<p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（発注者指定型）</li> <li>・ 土工量3,000m3以上の工事</li> <li>・ ICT施工プロセスの全ての実施を必須</li> </ul> <p>&lt;ICT施工プロセス&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元起工測量</li> <li>② 3次元設計データ作成</li> <li>③ ICT建機施工</li> <li>④ 3次元出来型管理</li> <li>⑤ 3次元データ納品</li> </ol> <p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）でICT活用工事を実施：2点</li> <li>・ 上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施：1点</li> <li>・ 上記以外：0点</li> </ul> <p>&lt;現行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請（外注）した場合も加点</li> </ul>
評価基準	配点																	
ICT施工プロセスの①②④⑤を内製化	5点																	
ICT施工プロセスの②④⑤を内製化	3点																	
上記以外（ICT施工プロセスの②④⑤の実施を必須）	0点																	
評価基準	配点																	
ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）を実施（土工1,000m3未満、擁壁工等は断面管理も可）	5点																	
上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施	3点																	
上記以外	0点																	

<p>(2) C I Mの取組加速</p> <p><b>【リモート型の働き方への転換】</b></p> <p>(1) オンライン電子納品の導入</p> <p>(2) リモート型の働き方を拡大</p>	<p>(2) 建設生産・管理システムの効率化・高度化を図るため、現場条件や施工ステップの確認等を行う「C I M」の<b>モデル工事を継続するとともに、委託業務の「受注者希望型」の対象を全ての委託業務に拡大する。</b> ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p> <p>(1) 紙と電子データの重複解消と来庁回数の縮減に向け、工事及び委託業務における成果物のオンライン電子納品を導入する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に指名通知又は入札公告を行う案件から適用</p> <p>(2) リモート型の働き方を拡大する。 ① 「情報共有システム」及び「遠隔臨場」を積極的に活用するため、「<b>発注者指定型</b>」の対象を<b>設計金額1千万円以上の土木工事</b>に拡大し、工事成績評価の創意工夫（生産性向上）において、評価対象外とする。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>② リモート型の働き方に対応するため、<b>委託業務の「地域精通度」</b>の評価を見直す。</p> <table border="1" data-bbox="658 608 1550 695"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p>	評価基準	配点	徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者	10点	徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者	5点	<p>&lt;現行&gt; ・委託業務：詳細設計及び大規模事業や重要構造物等の測量・地質調査で実施</p> <p>&lt;現行&gt; ・設計金額3千万円以上の土木工事</p> <p>&lt;現行&gt; ・徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者（県内在住の管理技術者の配置）：20点 ・徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者（県内在住の管理技術者の配置）：10点</p>
評価基準	配点							
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者	10点							
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者	5点							
<p><b>4 建設産業の維持・存続</b></p> <p><b>【建設産業の維持・存続】</b></p> <p>(1) 建設企業の評価の見直し</p>	<p>(1) 建設企業の評価制度を見直す。 ① 格付けにおいて、「<b>徳島県がん検診受診促進事業所</b>」登録企業を<b>新たに評価する。（5点）</b> ※ <b>令和8年度の格付け</b>から適用</p> <p>② 業界全体の企業力の底上げを図り、建設企業を適正に評価するため、土木一式工事の格付点数の下限値について、<b>特A等級は1,400点</b>に設定するとともに、<b>A等級は820点、B等級は710点</b>に見直す。 ※ <b>令和9年度の格付け</b>から適用</p> <p>③ 土木一式工事の格付けにおけるC P D取組状況の評価内容を見直し、取得ユニット総数及び加点の上限を引き上げる。 (300ユニット以上で30点) ※ <b>令和9年度の格付け</b>から適用</p> <p>④ 格付けにおいて、「<b>パートナーシップ構築宣言</b>」登録企業を<b>新たに評価する。（5点）</b> ※ <b>令和9年度の格付け</b>から適用</p> <p>⑤ 格付けにおいて、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「<b>協力雇用主</b>」として登録を受けている事業者を<b>新たに評価する。（5点）</b> ※ <b>令和9年度の格付け</b>から適用</p>	<p>&lt;現行&gt; ・「がん検診受診促進事業所」の評価なし</p> <p>&lt;現行&gt; ・特A等級：なし（技術者条件及び完成工事高条件を満たす者のうち、格付点数上位30者）、A等級：800点、B等級：700点</p> <p>&lt;現行&gt; ・200ユニット以上で20点が上限</p> <p>&lt;現行&gt; ・「パートナーシップ構築宣言」の評価なし</p> <p>&lt;現行&gt; ・「協力雇用主」の評価なし</p>						

<p>(2) 技術力の適正な評価</p> <p>(3) 不適格業者の排除</p> <p>(4) 同一入札における参加制限</p> <p>(5) 受注機会分散による執行力強化</p> <p>(6) 委託業務（建築）成績評価制度の見直し</p> <p>(7) 建設産業ビジョンの施策展開</p>	<p>⑥ 社会情勢の変化に伴い、格付けにおいて、「<b>経営基盤の強化あるいは新分野進出</b>」に対する<b>加点を廃止</b>する。 ※ <b>令和9年度の格付け</b>から適用</p> <p>(2) 総合評価落札方式の評価基準、適用額を見直す。 ① 企業の育成や入札参加意欲の更なる向上を図る。 ・「企業の施工能力」、「配置予定技術者の施工能力」の評価に用いる<b>工事成績の補正係数βを廃止</b>する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>・「総合評価落札方式（企業育成型）」を原則、<b>設計金額5千万円未満の工事</b>で試行する。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>② 契約履行の義務に対して厳正に対処するため、入札時に提出した提案内容等を履行しない場合は、<b>口頭（-5点）又は文書注意（-8点）</b>とし、<b>工事成績評価の減点対象</b>とする（発注者の責による場合を除く）。 ※ <b>令和8年5月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>(3) 不適格業者の排除に向け、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱の改正を行う。 ※ <b>令和8年4月1日</b>から適用</p> <p>(4) 資本関係又は人的関係等のある者同士の同一入札への参加について制限を行う。 ※ <b>令和8年4月1日以降</b>に指名通知及び入札公告を行う案件から適用</p> <p>(5) 受注機会の分散による執行体制の強化を図る。 ① <b>橋梁塗装工事</b>において、施工者分割型入札方式（一抜け方式）の適用を<b>同一発注機関管内に拡大</b>する。 ※ <b>令和8年4月1日以降</b>に入札公告を行う案件から適用</p> <p>② 塗装工事の格付けにおける発注上限金額について、<b>B等級は5千万円未満</b>に設定するとともに、<b>C等級は1千万円未満</b>に見直す。 ※ <b>令和8年度の格付け</b>から適用</p> <p>(6) 営繕課発注の設計委託業務等における成績評価制度の業務委託料の下限を1百万円に引き上げる。 ※ <b>令和8年4月1日より施行</b></p> <p>(7) 建設産業ビジョンの施策展開に向けた検討を行う。 ・資材・人件費の高騰に対応し、建設企業の適正な利潤を確保するため、格付け等級区分における<b>発注上限金額の見直し</b></p> <p>・企業数が減少する中山間地域での企業の維持・存続のため、本県の現状に即し、安定した「インフラの維持管理」と「企業経営」につながる<b>地域維持型契約方式の導入</b></p> <p>・地域の実情に応じて受注者が極めて限られている公共工事等について、公募により競争が存在しないことを確認した上で、随意契約を行う<b>参加者確認型随意契約方式の導入</b></p>	<p>&lt;現行&gt; ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認を受けてその計画期間中である場合等に5点加点</p> <p>&lt;現行&gt; ・工事成績補正係数β 2千5百万円以上:1.5 1千万円以上2千5百万円未満:1.2 1千万円未満:1.0</p> <p>&lt;現行&gt; ・試行工事</p> <p>&lt;現行&gt; ・履行しない項目に応じた工事成績評価の減点等</p> <p>&lt;現行&gt; ・同一指名競争入札に役員が重複する会社に対して人的関係にある者</p> <p>&lt;現行&gt; ・同一工事区域</p> <p>&lt;現行&gt; ・発注上限金額（B等級：上限なし、C等級：5百万円未満）</p> <p>&lt;現行&gt; ・50万円が下限</p>
---	---	--